

1. 件 名：京都大学複合原子力科学研究所の中央管理室移転等に係る設工認及び臨  
界実験装置（KUCA）設置変更承認申請書の重複申請に関する行政相談

2. 日 時：令和3年9月24日（金） 17時05分～17時25分

3. 場 所

（1）原子力規制庁 10階南会議室

（2）京都大学複合原子力科学研究所

※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施

4. 出席者

（1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門

藤森安全管理調査官、加藤上席安全審査官、荒川安全審査官

三好技術参与

（2）京都大学複合原子力科学研究所

教授 他3名

5. 議事要旨

（1）原子力規制庁から、9月2日の中央管理室移転等に係る設工認及び臨界実験  
装置（KUCA）設置変更承認申請書の重複申請に関する行政相談について、  
以下の回答を行った。

- 本文参考図に記載の中央管理室の移転については、事前の設置変更承認を  
必要とせず、移転後に何かしらの設置変更承認の申請の際に、変更すれば  
よい。
- 中央管理室の機能の一部使用承認については、使用前確認申請の際に特別  
な理由を明記することで可能と考えるが、検査部門と相談すること。
- 現場に設置してある放送設備、火災受信機の更新については、既承認にお  
いて更新や交換等の基本方針を審査していることから、設工認申請は不要  
であるが、中央管理室に設置する放送設備、火災受信機については、新設  
となることから、設工認が必要である。
- KUCA設置変更承認申請の重複申請に関しては、燃料体の最大挿入量、  
貯蔵能力、年間予定使用量の記載の変更について、現行申請である燃料の  
低濃縮化に係る変更申請と重複申請も可能であるが、それら変更は現行申  
請の内容に関連するものであるため、現行申請の補正申請で対応すること  
も可能である。ただし、年間予定使用量の変更については、届出事項とな  
っており、届出での手続きが必要である。

（2）京都大学から、承知した旨の回答があった。

6. 配付資料

なし